

令和2年度第17号議案

令和2年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「なごみの家運営業務の江戸川区社会福祉協議会への外部委託について」

主管課：福祉部福祉推進課

添付資料

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 11 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
なごみの家運営業務の江戸川区社会福祉協議会への外部委託について
- 2 諮問理由
江戸川区が実施するなごみの家運営業務を江戸川区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織による個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を社会福祉協議会に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
福祉部福祉推進課

写

20 福福送第 1400 号
令和 2 年 12 月 23 日

総 務 部 長 殿

福 祉 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

なごみの家運営業務の江戸川区社会福祉協議会への外部委託について

2 諮問理由

江戸川区(以下「区」という。)が実施するなごみの家運営業務を江戸川区社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に委託するに当たり、当該業務には、電子計算組織による個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を社会福祉協議会に委託することが、江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

現在、区では、地域共生社会の実現に向け、年齢や障害の有無を問わず、誰もが住み慣れたまちで自分らしい生活を営んでいくための地域福祉の拠点として、社会福祉協議会が実施主体となって整備する「なごみの家」の設置・運営事業(以下「なごみの家運営事業」という。)に関し、「社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会に対する補助に関する条例」等に基づき、区の補助事業として補助金を交付しており、当該補助金には国から交付される包括的支援体制構築事業(以下「モデル事業」という。)の補助金を充当している。

今般、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 52 号)の施行により、モデル事業は廃止され、令和 3 年度から新たに重層的支援体制整備事業及び同事業への移行準備事業() (以下「新事業」という。)が新設されることとなり、なごみの家運営事業は同年度から新事業へと移行して実施される見込みとなっている。新事業における補助対象は、区が実施主体であること又は区が委託する事業であることとされること等から、従来社会福祉協議会を実施主体としていたなごみ

の家運営事業を、区を実施主体と位置付けた上で、社会福祉協議会に委託することとした。

当該業務を社会福祉協議会に委託することにより、地域共生社会の実現に向け、今後とも効率的・効果的な取組を継続して実施することを可能とし、もって区民の福祉向上を図ることを目的とする。

別紙1「重層的支援体制整備事業の新設について」のとおり

4 実施時期（予定）

令和3年1月 審査会への諮問
 審査会の答申を受け、委託契約締結
 4月 委託業務開始

5 担当部課

福祉部福祉推進課（以下「福祉推進課」という。）

6 業務の内容

項 目	内 容
業務の内容	<p>地域共生社会の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進に関する事業の運営に関する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合相談支援業務（地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保、多機関の協働による包括的支援） 2 地域連携支援・調整及び参加支援業務 3 居場所・集いの場所の運営・創出支援業務 4 えどがわボランティア・プラットフォーム業務 5 その他地域共生社会の実現に資する業務 <p>業務の内容は、別紙2「なごみの家の委託業務の内容」のとおり</p>
電子計算組織により個人情報を取り扱う業務の処理方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉協議会が設置する電子計算機器（以下「受託事業者PC」という。）で業務の処理を行う。 2 なごみの家で対応した相談内容、ボランティア活動を必要とする者、ボランティア活動を希望する者等に係る情報を記録するファイルを作成し、地域共生社会の実現のために必要な帳票を作成するとともにデータを記録し管理する。 3 受託事業者PC内に地域住民等の生活状況、支援内容等に係る利用者の情報管理業務に必要な以下の情報を記録する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 相談者又は情報提供者からの聴き取り内容 イ 関係機関からの提供情報 ウ その他業務遂行のために必要な情報 4 各なごみの家間で利用者等に係る情報共有ができるよう、ネットワークを構築する。
運用方法	<p>管理責任者 福祉部福祉推進課長（以下「福祉推進課長」という。） 運用責任者 福祉部福祉推進課計画係長（以下「計画係長」という。）</p>
履行場所	福祉推進課長が指定する場所

7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	地域住民及びボランティア
情報の内容	委託業務で扱う個人情報の項目 別紙3 「業務で取り扱う個人情報の項目」のとおり
管理責任体制	保護管理責任者 福祉推進課長 保護管理事務取扱者 計画係長
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）個人情報保護に関する特約条項の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準 業務従事者に対し、個人情報に関する研修を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。 4に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託事業者 江戸川区社会福祉協議会</p> <p>4 委託業務に係る個人情報保護対策 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。 受託事業者 PC は、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、システム及びデータの保護を図ること。 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。 また、アクセス記録を定期的に確認し、適正に管理すること。 個人情報の電算処理を行うパソコンは、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。 個人情報を含む電子媒体及び紙媒体は、専用キャビネット等に施錠の上、保管すること。 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議し、必要な措置を講じること。また、事故報告書により区へ報告し、改善策を協議すること。 個人情報の取扱いの管理状況を確認するため、区の必要に応じ、資料の提出又は区職員による現地調査に応じること。 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取り扱いとすること。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。 個人情報保護及び情報セキュリティの維持に関する研修を実施する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策 あらかじめ委託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。 委託業務に係る個人情報保護対策の確認のため、必要に応じて委</p>

項 目	内 容
	<p>託事業者書類の提出を求め、又は現地調査を実施する。</p> <p>事故発生時は、委託事業者から直ちに電話等により報告を受け、委託事業者と協議の上、必要な措置を講じる。</p> <p>また、委託事業者から事故報告書の提出を受け、状況を的確に把握し、改善策を協議する。</p>

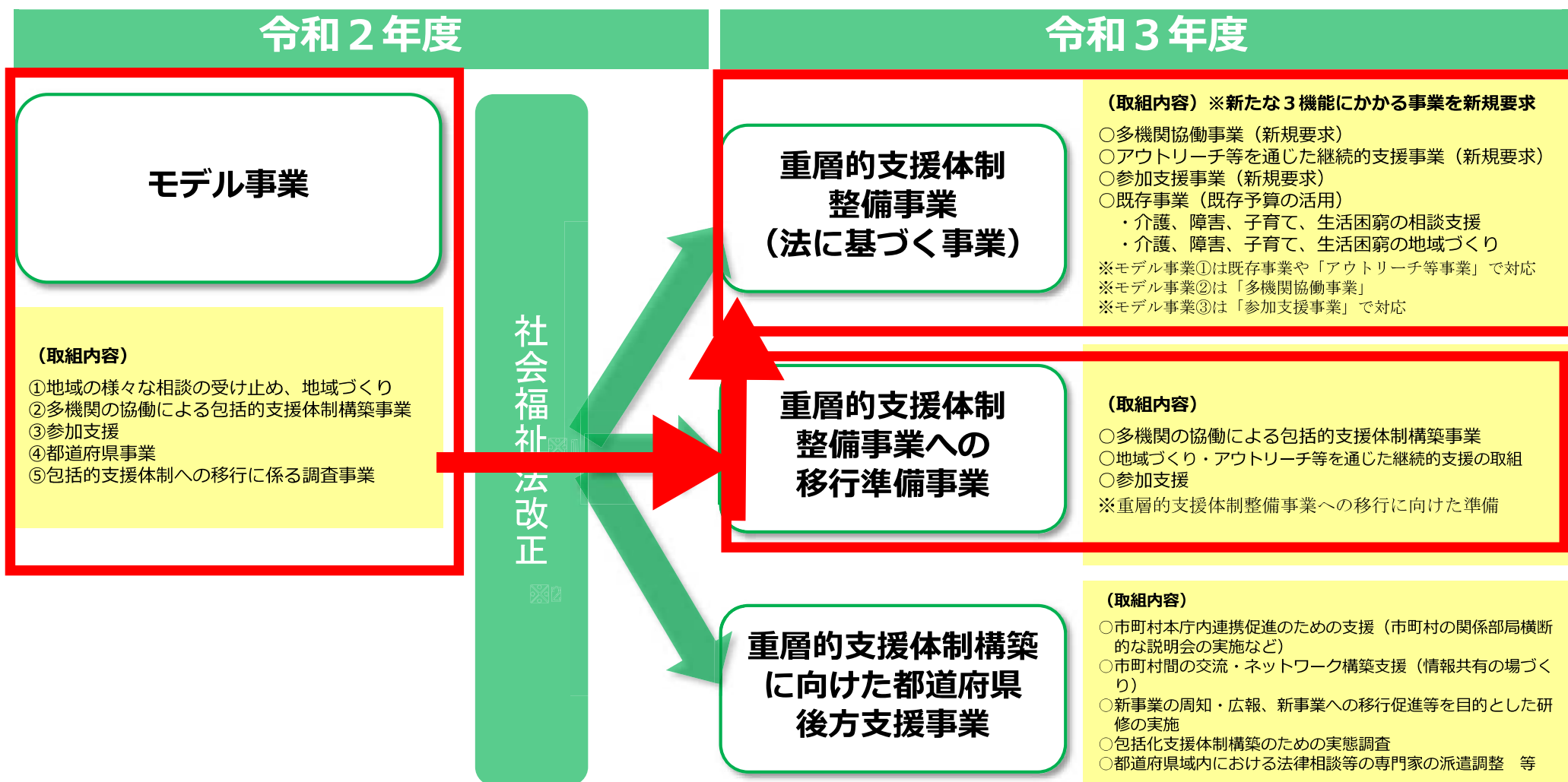
8 参考資料

別紙 4 「地域共生社会構築に向けた江戸川区の取組」

重層的支援体制整備事業の新設について

別紙 1

○ 令和3年度に重層的支援体制整備事業を新設。モデル事業は令和2年度で廃止。



- 法改正により重層的支援体制整備事業を新設。包括的支援体制構築に向け施行的取組を推進してきたモデル事業は令和2年度に廃止。
- 令和3年度は新たに重層的支援体制整備事業への移行促進をするための準備事業等を新設。

なごみの家の委託業務の内容

1 総合相談支援業務

なごみの家において、区民からの生活全般や福祉等に関する相談に応じ、必要な機関との間で連絡調整を行うことにより、問題解決のための道筋をつけること等、総合的な相談支援業務を行う。

ア 相談業務（なごみの家での相談受付及び訪問相談）

イ 訪問実態調査業務（区域内の見守り対象者への訪問調査等の実施）

ウ 関連機関との連絡調整業務

エ 個別の支援計画・記録の作成

2 地域連携支援・調整及び参加支援業務

なごみの家において、地域の各種関係者と円滑な連絡調整を行うことにより、相互の連携を深めるとともに、必要な調査を通じて、地域の福祉課題等を発見し、その解決を図るための地域のネットワーク化を進める業務を行う。

そのために、地域支援会議（町会・自治会、地域の福祉・医療・介護関係者等のメンバーで構成する）を開催すること及びそれに関する連絡調整業務を実施すること。

また、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って社会とのつながりを回復する支援を実施する。

3 居場所・集いの場所の運営・創出支援業務

子どもから熟年者まで、障害の有無を問わず、誰もが気軽に立ち寄って住民同士が出会い、参加することのできる居場所・集いの場を運営し、また、住民がこれらの場を創出するための支援業務を行う。

4 えどがわボランティア・プラットフォーム業務

高齢者、障害者、子ども関連など各分野の縦割りのボランティア情報を一括でクラウド管理し、人手不足問題を抱える町会・自治会等とマッチングを行い、地域活動の担い手とする。

5 その他地域共生社会の実現に資する業務

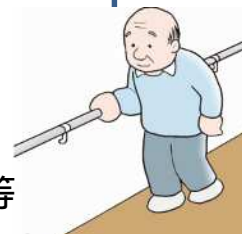
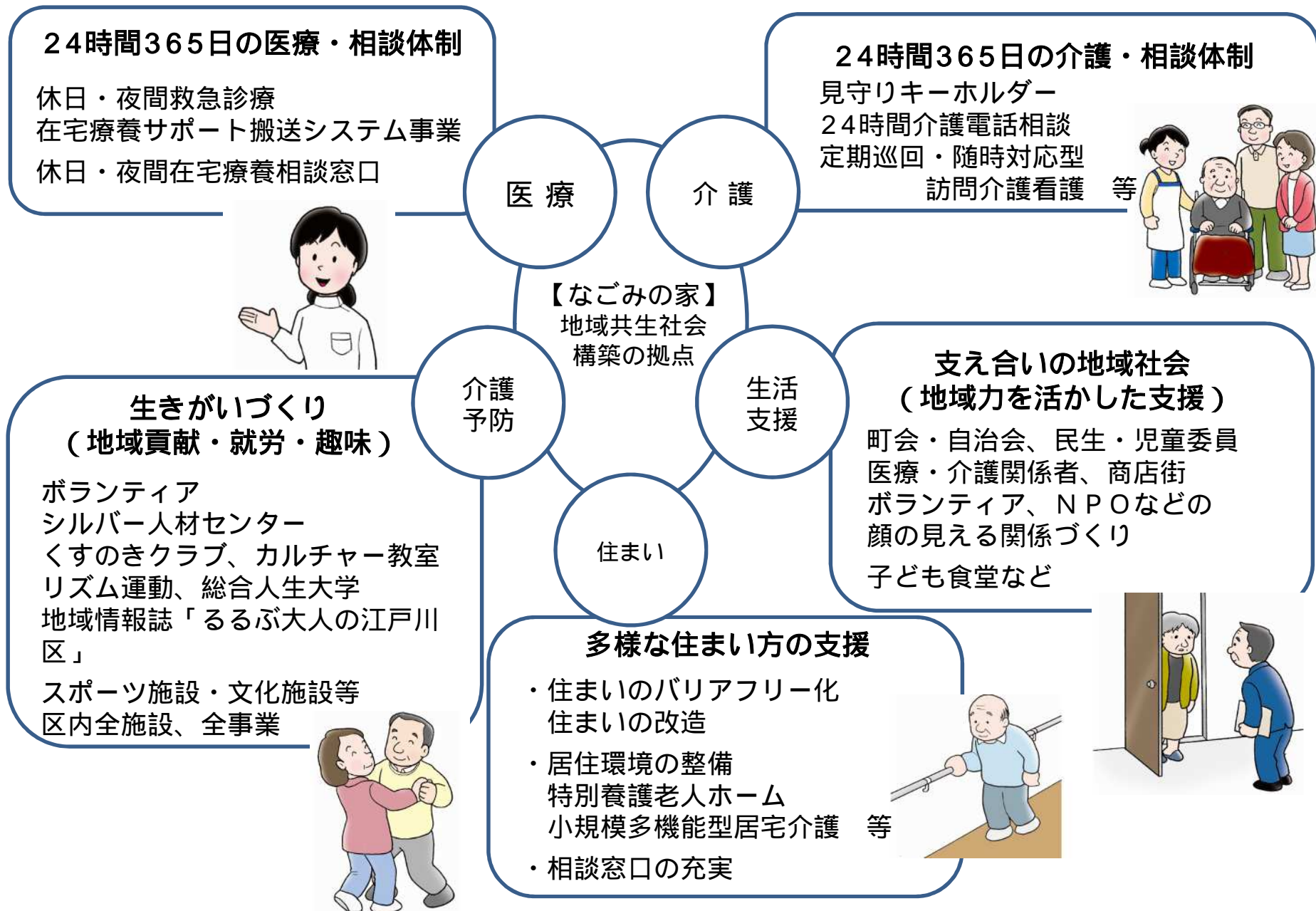
業務で取り扱う個人情報の項目

基本的事項	氏名
	性別
	生年月日
	住所
	国籍
	電話番号
なごみの家の 利用者情報	続柄
	親族関係
	健康状態
	病歴
	障害
	通院医療機関
	介護サービス利用状況
	家庭状況
	居住状況
ボランティア 登録情報	ニックネーム
	メールアドレス
	パスワード
	職業
	特技
	有効なスキル（災害時を含む）
	ボランティア経験の有無

外国語、手話、点訳、傾聴、見守り訪問、施設訪問、演芸披露、スポーツ、レクリエーション、環境美化・自然保護、手話、料理、医療スキル、介護スキル、自動車免許及び重機免許

地域共生社会構築に向けた江戸川区の取組

6



なごみの家の3つの機能

[スタッフ]
CSW 2 看護職 1
管理スタッフ 1~2

なんでも相談

身近な窓口として、どんなことでも気軽にご相談ください。
専門スタッフが対応します。

なごみの家は地域の拠点として様々な方々と連携し、地域特性を踏まえ、顔の見える関係の中でまちづくりを進めていく。



子どもから熟年者まで 誰でも集える交流の場

「散歩の途中にちょっと寄り道」
気軽に立ち寄っておしゃべりできる地域の交流の場があります。
お子さんへの食事の提供も行います。



地域のネットワークをつなげます

町会・自治会、民生・児童委員、医師やケアマネなどの医療・介護事業者、警察・消防、地域のボランティアなどが地域の皆さんのために協力関係を築き、支えあい、助けあいの支援を行っていきます。

なごみの家 一覧(令和2年 12月現在)

	名称	住所	開設
1	なごみの家 北小岩	北小岩6 - 17 - 9	平成 30 年度
2	なごみの家 小岩	東小岩5 - 19 - 8	平成 28 年度
3	なごみの家 鹿骨	鹿骨1 - 54 - 2	平成 29 年度
4	なごみの家 瑞江	江戸川2 - 33 - 18	平成 30 年度
5	なごみの家 松江北	中央2 - 13 - 12	平成 28 年度
6	なごみの家 一之江	一之江4 - 1 - 18	平成 31 年度
7	なごみの家 長島桑川	東葛西6 - 34 - 1	平成 28 年度
8	なごみの家 葛西南部	清新町2 - 7 - 20	平成 30 年度
9	なごみの家 小松川平井	平井1 - 9 - 6	平成 30 年度

令和2年度第18号議案

令和2年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給決定通知の印刷、封入封かん及び発送業務の外部委託について」

主管課：福祉部介護保険課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 4 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給決定通知の印刷、封入封かん及び発送業務の外部委託について

2 諮問理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条及び第 61 条に基づき支給される高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給決定通知書の印刷、封入封かん及び発送業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルの処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

福祉部介護保険課



20 福介送第 986 号
令和 2 年 12 月 1 日

総 務 部 長 殿

福 祉 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給決定通知の印刷、封入封かん及び発送業務の外部委託について

2 諮問理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条及び第 61 条に基づき支給される高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費（以下「高額介護等サービス費」という。）の支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）の印刷、封入封かん及び発送業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルの処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

現在、江戸川区（以下「区」という。）では、民間事業者へ、紙に出力した支給決定通知書を渡し、封入封かん及び発送業務の委託を行っている。

年々増加する件数に対応するため、今般、現在行っている委託業務の内容に支給決定通知書の印刷業務を追加するものである。

現在の委託業務に、支給決定通知書の印刷業務を追加し、民間事業者へ支給決定通知書の発送に関する業務を一括して委託することは、事務処理の効率化及び発送作業の短縮化を図り、もって区民サービスの向上を図ることを目的とする。

4 実施時期（予定）

令和 3 年 1 月 審査会の答申を受け、委託契約締結

4 月 委託業務開始

5 担当部課

福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）

6 業務の内容

項 目	内 容
業務の内容及び処理方法	<p>委託事業者は、次の業務及び処理を行う。</p> <p>1 支給決定通知書の印刷、封入封かん及び発送業務</p> <p>(1) 介護保険課において電子媒体による支給決定通知書データを受領する。</p> <p>(2) 支給決定通知書を印刷する。</p> <p>(3) 対象者ごとに封入封かんする。</p> <p>(4) (3)で封かんしたものを介護保険課へ納品し、検品を受けた後、郵便局へ持ち込む。</p> <p>(5) 支給決定通知書データ及び破損等により未発送の支給決定通知書を介護保険課へ返却する。</p>
運用方法	<p>管理責任者 福祉部介護保険課長（以下「介護保険課長」という。）</p> <p>運用担当者 福祉部介護保険課給付係長（以下「給付係長」という。）</p>
履行場所	委託事業者の事業所

7 個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	高額介護等サービス費支給対象者
情報の内容	<p>1 個人情報の項目 郵便番号、住所、氏名、介護保険被保険者番号、支給対象年月、支給金額及び振込口座</p> <p>2 委託処理予定件数 約 60,000 件（令和元年度発送対象者数）</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 介護保険課長</p> <p>保護管理事務取扱者 給付係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 作業室、電子媒体保管場所等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適正に管理されていること。</p> <p>(2) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとと</p>

項 目	内 容
	<p>もに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。</p> <p>また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(3) 電子媒体及び紙媒体は、専用キャビネット等に施錠の上、保管されていること。</p> <p>(4) 暗号化された電子媒体及び紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いて行うこと。</p> <p>(5) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(6) 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(7) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(8) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(9) 業務終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行うこと。</p> <p>(10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の受渡しは、介護保険課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別及び数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。</p> <p>(2) 委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。 また、区職員による抜き取り検査及び数量確認を行う。</p> <p>(3) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p>

令和2年度第19号議案

令和2年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「困りごとに関する実態調査実施に係る
個人情報の目的外利用及び外部委託につ
いて」

主管課：福祉部生活援護第一課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 9 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 12 条第 2 項第 5 号及び第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
困りごとに関する実態調査実施に係る個人情報の目的外利用及び外部委託について
- 2 諮問理由
困りごとに関する実態調査(以下「実態調査」という。)に係る事務の実施に当たり、江戸川区で保有している個人情報を利用し調査対象者を抽出すること及びひきこもり支援対象者（候補者）名簿を作成することが江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 12 条第 2 項第 5 号に規定する目的外利用に該当し、電子媒体で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれている実態調査業務を民間事業者に委託することが条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
福祉部生活援護第一課

写

20 福生一送第 793 号
令和 3 年 1 月 4 日

総務部長殿

総務部長
福祉部長
健康部長
教育長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 12 条第 2 項第 5 号及び第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

困りごとに関する実態調査実施に係る個人情報の目的外利用及び外部委託について

2 諮問理由

困りごとに関する実態調査(以下「実態調査」という。)に係る事務の実施に当たり、江戸川区(以下「区」という。)で保有している個人情報を利用し調査対象者を抽出すること及びひきこもり支援対象者(候補者)名簿を作成することが江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 12 条第 2 項第 5 号に規定する目的外利用に該当し、電子媒体で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれている実態調査業務を民間事業者に委託することが条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

現在、ひきこもり状態にある方は、国内において 115 万人を超えているという国の調査報告がある。この調査を区の状況に当てはめると 1 万人近い区民がひきこもり状態にあるということになる。ひきこもり状態にある方への対策(以下「ひきこもり支援」という。)を講じることは、家の中にいて社会との関わりを持たない区民が社会経済活動を行う機会を得るためのきっかけとなり、生活困窮者の増加から社会保障費が増大することの回避につながる。

このような状況を受け、区は昨年度、ひきこもりに関するアンケート調査を実施したが、個人を特定しない形のアンケート調査であったため個別支援につながっておらず、また自ら助けを求められない当事者・家族からの声を拾うまでには至っていない。そこで、今回、区のサービスを受けている等何らかの形で区につながっている区民(以下「区サービス等利用者」という。)を除いた方を対象に、個人特定を行うことで個別支援につなげることを目的とした調査を行い、区内のひきこもり状態にある方の実態を把握するものである。

実態調査の方法として、区が保有している住民基本台帳情報から区につながっている区民として給与所得者特別徴収者・普通徴収者情報、見守り名簿情報等の情報を除いた者が属する世帯へ「(仮称) 困りごと等調査」としてアンケート形式の調査票を郵送し回答を受け、回答のない世帯には訪問調査を行う。

また、区サービス等利用者であり、かつひきこもり状態にある方に対してはひきこもり支援対象者(候補者)名簿を作成し、随時、個別支援を実施する。

この実態調査を行うことにより、区内の支援対象者を把握、分析し、積極的な支援が可能となる。ひきこもり状態にある方が、住み慣れた地域で安心して生活を送れるようにするために、ひきこもり支援を構築し、もって区民福祉の向上を図ることを目的とする。

4 実施時期(予定)

- 令和3年1月 審査会への諮問
- 4月 委託事業者との契約
- 7月 調査票の配布
- 12月 調査票の回答処理、ひきこもり支援対象者(候補者)名簿作成
- 令和4年4月 ひきこもり支援事業へ活用

5 担当部課

外部委託の担当課

福祉部生活援護第一課(以下「生活援護第一課」という。)

目的外利用の担当課(個人情報保有課)

ア 実態調査対象者の抽出時の除外情報

総務部課税課(以下「課税課」という。)

福祉部福祉推進課(以下「福祉推進課」という。)

福祉部介護保険課(以下「介護保険課」という。)

福祉部障害者福祉課(以下「障害者福祉課」という。)

生活援護第一課

健康部健康サービス課(以下「健康サービス課」という。)

健康部保健予防課(以下「保健予防課」という。)

イ ひきこもり支援対象者(候補者)名簿の作成に利用する情報

教育委員会事務局学務課及び指導室

6 目的外利用に係る個人情報の保護対策

対象者及び情報の内容	1 対象者及び情報の内容 別紙1のとおり 2 予定件数 700,000件
利用方法	生活援護第一課は、各保有課が各種システムにより作成した「江戸川区各種支援名簿」を電子データで引渡しを受け、それを基に「ひきこもり調査対象者データ」及び「ひきこもり支援対象

	者（候補者）名簿」を作成する。
利用課への対策	<p>1 福祉部生活援護第一課長(以下「生活援護第一課長」という。)は、江戸川区個人情報保護条例施行規則(以下「規則」という。)で定める目的外利用記録票を各保有課長及び総務部総務課長に提出する。</p> <p>2 生活援護第一課は、出力したデータを施錠可能な所定の場所に保管し、保管場所の鍵は生活援護第一課長の指定する職員が管理する。</p> <p>3 当該情報の利用範囲は、実態調査及びひきこもり支援事業の事務にのみ限定し、その他の業務への目的外利用を認めない。</p> <p>4 生活援護第一課は、業務終了後に不要となったデータを速やかに復元できない方法により削除する。</p>

7 外部委託に係る業務の内容及び個人情報の保護対策

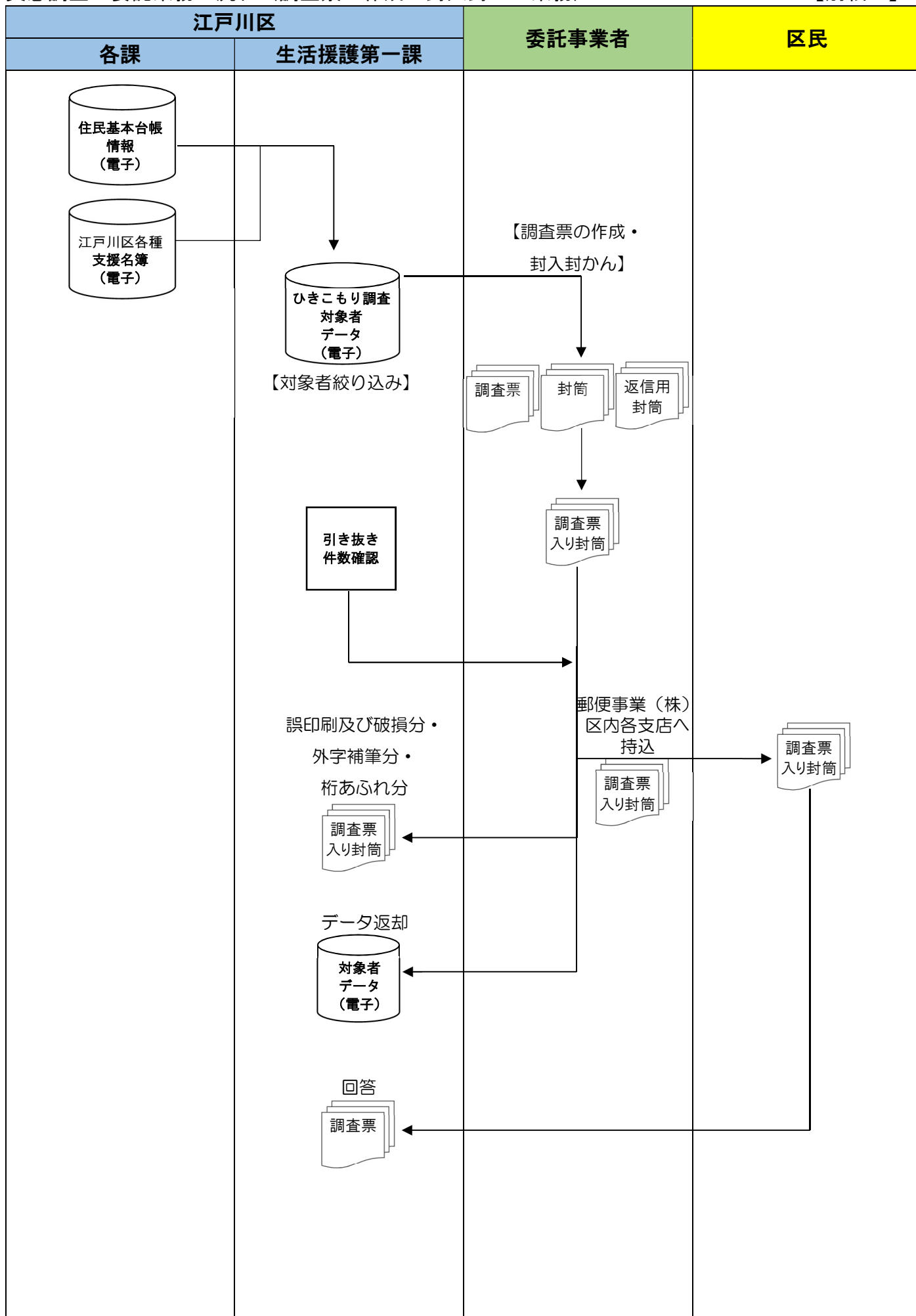
項目	内容
業務の内容	<p>実態調査の業務委託の内容は以下のとおり</p> <p>1 調査票の作成・封入封かん業務 「ひきこもり調査対象者データ」より氏名及び住所の記載された調査票を作成し、封入封かん後郵便局へ直接持込みを行う。()</p> <p>2 問合せ業務 調査内容についての電話による問合せ窓口を設置し、対象者からの相談等に対応する。また、必要に応じて、問合せ内容を記録する。 業務の流れは、別紙2のとおり</p>
運用方法	<p>管理責任者 生活援護第一課長 運用担当者 生活援護第一課ひきこもり施策担当係長(以下「担当係長」という。)</p>
履行場所	生活援護第一課長が指定した場所
対象者及び情報の内容	<p>1 対象者 住民基本台帳情報から、区サービス等利用者()を除いた者が属する世帯 除外情報は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者特別徴収者・普通徴収者情報(課税課) ・ 見守り名簿情報(福祉推進課) ・ 介護サービス受給者情報(介護保険課) ・ 障害サービス受給者情報(障害者福祉課及び保健予防課) ・ 生活保護受給者情報(生活援護第一課) ・ ひきこもり支援者情報(健康サービス課及び保健予防課) <p>2 情報の内容 別紙3のとおり</p>

	<p>3 委託処理予定件数 調査票の作成・封入封かん業務 約 123,000 世帯 問合せ業務 約 6,000 世帯</p>
<p>管理責任体制</p>	<p>保護管理者 生活援護第一課長 保護管理事務取扱者 担当係長</p>
<p>外部委託に係る対策</p>	<p>1 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、規則及び個人情報保護に関する特約条項の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準 社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策 作業室、電子媒体保管庫等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適正に管理されていること。 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。 当該事務処理を行う際は、事業所内のセキュリティ対策が講じられた室内で行い、区の許可なく外部へのデータの持ち出しは行わないこと。 個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は、施錠可能な専用キャビネット等で保管し、鍵は委託事業者が指名する業務従事者が管理すること。 当該事務処理を行う情報システムについては、不正なアクセスを防ぐためファイアウォールを設けること。また、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。 事故、災害等のトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約</p>

	<p>期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去を行い、区に報告すること。</p> <p>区の必要に応じ、区職員による立入調査を受け入れること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>委託事業者に対し、適宜個人情報保護に関する研修を実施する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>個人情報を含む電子媒体・紙媒体の受渡しは、生活援護第一課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。また、返却時も同様とする。</p> <p>事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p> <p>委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行い、必要に応じ、区職員による立入調査を行う。</p>

個人情報(目的外利用)

	対象者	項目	個人情報の保有課	備考	利用目的
1	地方税法(昭和25年法律第126号)に基づく給与所得者の特別徴収者・普通徴収者	氏名、カナ、郵便番号、住所、肩書、宛名番号、世帯番号、性別、生年月日、続柄	課税課	給与所得者の特別徴収・普通徴収者情報	実態調査対象者の抽出時の除外情報
2	江戸川区地域見守り名簿取扱要綱(平成27年要綱第113号)に規定する江戸川区地域見守り名簿対象者		福祉推進課	見守り名簿情報	
3	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護サービス受給者		介護保険課	介護サービス受給者情報	
4	障害者基本法(昭和45年法律第84号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する障害者のうち障害サービス受給者		障害者福祉課 保健予防課	障害サービス受給者情報	
5	生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付の受給者	氏名、カナ、郵便番号、住所、肩書、宛名番号、世帯番号、性別、生年月日、続柄、生活保護開始日、生活保護停止日、生活保護廃止日	生活援護第一課	生活保護受給者情報	
6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定するひきこもり支援者	氏名、カナ、郵便番号、住所、肩書、宛名番号、世帯番号、性別、生年月日、続柄	健康サービス課 保健予防課	ひきこもり支援者情報	
7	教育基本法(平成18年法律第120号)、教育基本法(昭和22年法律第26号)、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)に基づく不登校児童		学務課 指導室	不登校情報	ひきこもり支援対象者(候補者)名簿の作成に利用する情報



個人情報（外部委託）

	対象業務	項目	担当課	備考
	1 調査票の作成・封入封かん業務	調査用世帯番号、郵便番号、住所、氏名、生年月日、性別	生活援護第一課	
	2 問合せ業務	氏名、住所、電話番号、問合せ内容		

令和2年度第20号議案

令和2年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区未就園児家庭訪問事業の実施
に係る業務の外部委託について」

主管課：子ども家庭部相談課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 8 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
江戸川区未就園児家庭訪問事業の実施に係る業務の外部委託について
- 2 諮問理由
江戸川区未就園児家庭訪問事業の実施に係る業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織による個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
子ども家庭部相談課

写

20子相送第158号
令和2年12月23日

総務部長 殿

子ども家庭部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第14条第3項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区未就園児家庭訪問事業の実施に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

江戸川区未就園児家庭訪問事業の実施に係る業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織による個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第3項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

江戸川区(以下「区」という。)では、平成30年7月20日に閣議決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組を徹底し、乳幼児健診未受診、未就園、不就学、福祉サービスを利用していない等の児童については、区職員が所在や状況を把握し、安全確認に努めてきた。これらの児童は特に支援を必要としている場合もあることから、江戸川区要保護児童対策地域協議会()の機能を活用しながら、今後も定期的に安全確認を行う必要がある。

令和2年6月、大田区で母親が長期間帰宅せず、置き去りにされた3歳女児が自宅で衰弱死した。当該児童は3歳児健診未受診であり、在籍保育園を退園して地域とのつながりを失っていた。地域の目が届かない未就園児がいる家庭や地域社会から孤立している家庭では、児童の保護者が育児の悩みや不安等を抱えたまま、誰にも相談できずに児童を養育している場合が多い。児童虐待を未然に防止するため、現状よりもきめ細やかで継続的な家庭訪問等のアウトリーチによる早期発見及び早期対応が求められている。

このような状況を踏まえ、児童の安全確認及び最善の利益を守るため、児童の家庭状況

に応じた相談支援について専門的な知識や経験を有する民間事業者に当該業務を委託することにより、よりきめ細やかな家庭訪問等のアウトリーチによる児童の安全確認及び生活状況調査を実現し、もって児童虐待の未然防止と早期発見を目的とする。

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が連携し、情報共有及び支援内容の協議を行う。(別紙1「江戸川区要保護児童対策地域協議会(イメージ図)」のとおり)

4 実施時期(予定)

令和3年1月 審査会の答申
4月 契約締結、委託業務開始

5 担当部課

子ども家庭部相談課(以下「相談課」という。)

6 業務の内容

項目	内容
業務の内容及び処理方法	委託事業者は、相談課が調査依頼する対象児童情報を利用し、以下のとおり家庭訪問による児童の安全確認及び生活状況調査業務を行う。 1 面談による児童の安全確認及び生活状況の実態調査 2 不在の場合、あらかじめ作成しておいた連絡票を対象者宅に投函 3 個別調査結果報告書を作成し、区依頼後1か月以内に提出 業務の流れについては、別紙2「江戸川区未就園児家庭訪問事業の概要」のとおり
運用方法	管理責任者 子ども家庭部相談課長(以下「相談課長」という。) 運用担当者 子ども家庭部相談課総合相談係長(以下「総合相談係長」という。)
履行場所	委託事業者の事業所及び相談課が指定した現地

7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	区内に居住し、以下の全てに該当する児童及びその世帯員 1 1歳から就学前までの年齢であること。 2 未就園(保育園や幼稚園、認定こども園等に在籍していない)であること。 3 江戸川区要保護児童対策地域協議会構成機関()においても、医療機関受診歴がない、福祉サービスを利用していない等、状況が確認できないこと。 構成機関は、別紙1のとおり

情報の内容	<p>1 個人情報の項目 別紙3「委託業務で扱う個人情報の項目」のとおり</p> <p>2 委託処理予定件数 約3,600件/年</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 相談課長 保護管理事務取扱者 総合相談係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）及び個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 業務従事者に対して、個人情報保護に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用するISMS適合性評価制度においてISMS認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 暗号化した電子媒体及び個人情報を含む紙媒体（以下「電子媒体等」という。）の区と委託業者間の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、相談課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>(2) 業務従事者の名簿をあらかじめ相談課へ提出すること。</p> <p>(3) 作業室、電子媒体等の保管場所等へ入退室できる者が特定されており、入退室記録が適正に管理されていること。</p> <p>(4) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。また、アクセス記録を定期的を確認し、適正に管理すること。</p> <p>(5) 電子媒体等は、専用キャビネット等に施錠の上、保管されていること。</p> <p>(6) 個人情報を持ち出す際は、個人情報外部持出簿により管理すること。</p> <p>(7) 家庭訪問による生活状況調査の業務中は、個人情報を含む資料は、紛失・盗難防止のため物理的な対策を講じること。</p> <p>(8) 事故、災害、トラブル等に対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(9) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更が必要となった場合には、直ちに区に報告するとともに、その後</p>

	<p>の対応について協議すること。</p> <p>(10) 個人情報の取扱いの管理状況を確認するため、区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(11) 作業終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行うこと。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者の業務従事者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 電子媒体等の受渡しは、相談課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別及び数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。作業終了後の返却時においては、受け渡された情報媒体種別及び数量その他必要な事項を確認の上、受渡し時同様に返却の記録をする。</p> <p>(2) 委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 必要に応じ、委託事業者の現場査察を実施する。</p> <p>(4) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p>

江戸川区要保護児童対策地域協議会（イメージ図）

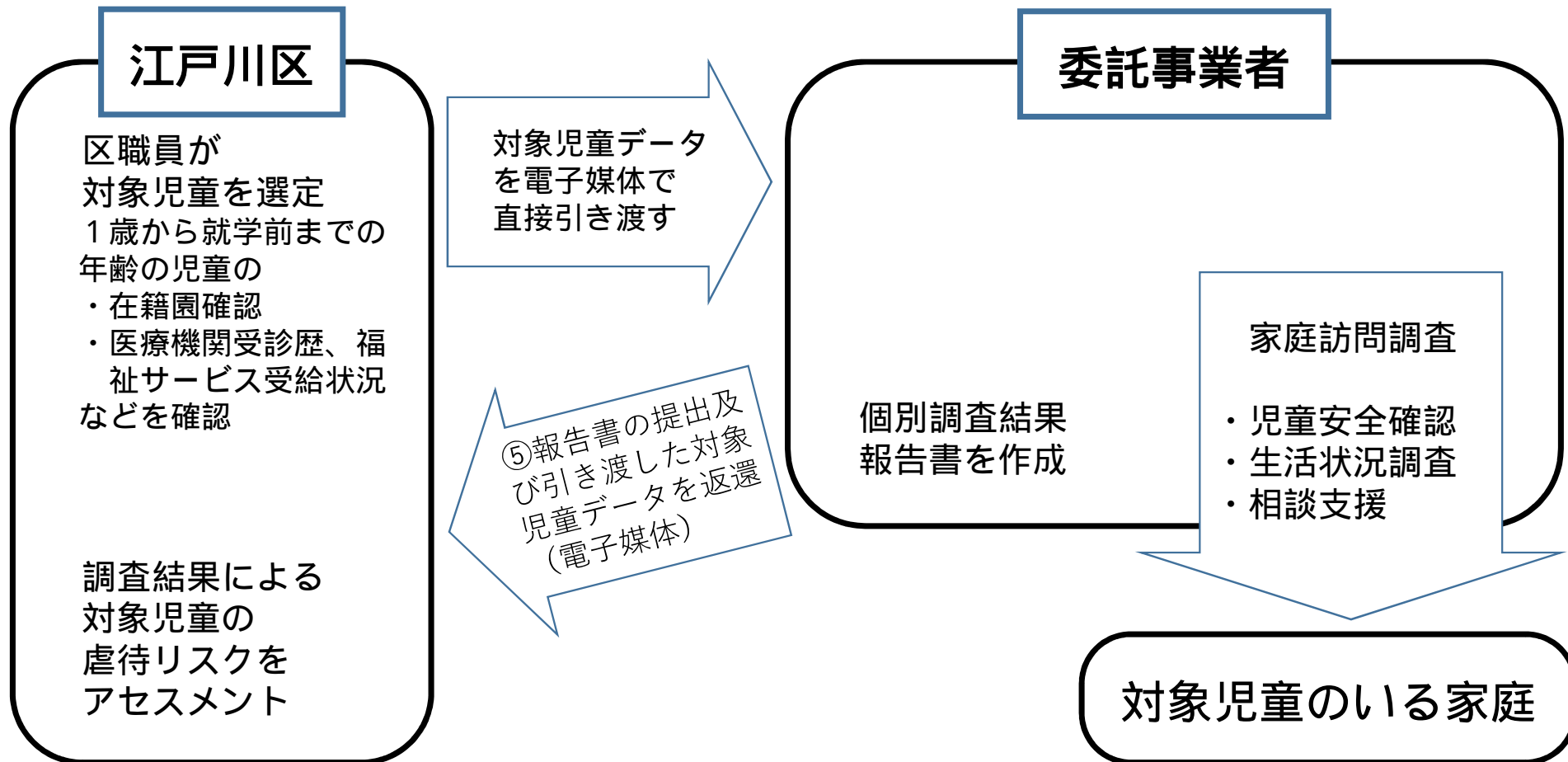
9



江戸川区未就園児家庭訪問事業の概要

別紙 2

7



委託業務で扱う個人情報項目

対象児童情報	氏名、性別、生年月日、国籍 郵便番号、住所、電話番号 就園の状況、健康状態、障害状況
対象児童のいる世帯の世帯員情報	氏名、性別、生年月日、国籍 児童との続柄、電話番号 きょうだいの就学就園状況、健康状態、障害状況
生活状況	表札・ポスト名、電気・ガスメーターの動き 郵便物・洗濯物の状況 児童の養育環境、家族・親族の状況、経済状況 近隣住民との関係、支援者の状況
調査結果	訪問日時、居住の有無、面談者（児童との関係） 連絡文書の依頼結果（手渡し・投函）
その他	特記事項

令和2年度第21号議案

令和2年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「東京都が実施する社会的養護に係る補助事業に伴う個人情報の本人外収集及び外部提供について」

主管課：子ども家庭部援助課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 7 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号及び第 13 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

東京都が実施する社会的養護に係る補助事業に伴う個人情報の本人外収集及び外部提供について

2 諮問理由

東京都（以下「都」という。）が社会的養護に係る補助金交付事業を実施するに当たり、江戸川区が保有する補助金の申請内容の審査に必要な情報を都に提供することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 13 条第 2 項第 4 号に規定する保有個人情報の外部提供に該当し、都から審査結果の提供を受けることが条例第 8 条第 2 項第 5 号に規定する個人情報の本人外収集に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

子ども家庭部援助課

写

20 子 援 送 第 600 号
令和 2 年 12 月 24 日

総 務 部 長 殿

子 ども 家 庭 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号及び第 13 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問願います。

記

1 諮問事項

東京都が実施する社会的養護に係る補助事業に伴う個人情報の本人外収集及び外部提供について

2 諮問理由

東京都（以下「都」という。）が社会的養護（ 1 ）に係る補助金交付事業（ 2 ）（以下「補助事業」という。）を実施するに当たり、江戸川区（以下「区」という。）が保有する補助金の申請内容の審査に必要な情報を都に提供することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 13 条第 2 項第 4 号に規定する保有個人情報の外部提供に該当し、都から審査結果の提供を受けることが条例第 8 条第 2 項第 5 号に規定する個人情報の本人外収集に該当するため

- 1 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童等を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
- 2 民間児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム並びに東京都社会福祉協議会、社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、学校法人及び宗教法人が設置する障害児入所施設（以下これらを「各施設等」という。）の運営等に要する費用の一部を補助することにより、対象児童等の福祉向上を図ることを目的とする事業

3 実施目的

従前から都では補助事業を実施しており、各施設等からの補助金交付申請に応じて、申請内容の審査、交付決定、交付及び実績報告審査（以下これらを「審査事務」とい

う。)を行っていた。

令和2年4月1日、江戸川区児童相談所(以下「区児相」という。)開設に伴い、都の児童相談所の業務が一部区児相に移管されたため、審査事務に必要な各施設等に入所等している対象児童等の情報の一部を区児相で保有することとなった。

今後、各区で児童相談所が開設されることに伴い、都、各区及び各施設等における事務の煩雑化及び増加が見込まれるため、従来どおり各施設等からの申請窓口を都に一本化し、審査事務を都で行うために、審査に必要な情報を都と各区で共有する必要がある。

補助事業を実施するに当たり、都と各区で必要な情報を共有することは、事務の軽減化を図りつつ、各施設等に対して区児相開設前と変わらないサービスの維持を可能とし、もって対象児童等の福祉向上を図ることを目的とする。

4 実施時期(予定)

令和3年1月 審査会へ諮問

3月 審査会の答申を受け、個人情報の外部提供及び本人外収集を実施(毎年3月から11月頃にかけて実施)

5 担当部課

子ども家庭部援助課

6 外部提供に係る個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	障害児入所給付費の支給児童、里親等への委託を受けた者及び児童養護施設等への施設入所措置を受けた者
情報の内容	別紙1「審査事務に必要な個人情報一覧」のとおり
提供の方法	都から原則書面で照会を受け、書面又は暗号化されたLGWANメール()で提供する。 LGWANは専用回線により構築されている行政専用の閉じられたネットワークであり、地方公共団体間及び国の府省とのLGWANメールでの個人情報のやりとりは認められている。平成15年10月諮問答申済み。
提供先への保護対策	都に対し、別紙2「社会的養護に係る補助事業に伴う個人情報の適正な取扱いについて」の内容を徹底するように要請を行う。
管理責任体制	保護管理責任者 子ども家庭部援助課長(以下「援助課長」という。) 保護管理事務取扱者 子ども家庭部援助課管理係長(以下「管理係長」という。)

7 本人外収集に係る個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	「6 外部提供に係る個人情報の保護対策」の「対象者」と同じ
情報の内容	審査結果

項 目	内 容
収集の方法	各施設等から都へ提出された申請書の写しを原則書面にて収集
保護対策	<p>収集した情報は、江戸川区児童家庭相談システム（ ）(以下「業務システム」という。)及び全庁 LAN ファイルサーバ内に作成した支弁台帳 (Excel) に入力する。紙文書は施錠したキャビネットに保管、業務システム及び支弁台帳は、IC カード及びパスワードにより、利用者認証を行い、ログの管理を行う。</p> <p>平成 31 年 1 月諮問答申済み</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 援助課長</p> <p>保護管理事務取扱者 管理係長</p>

8 参考資料

- 別紙 1 審査事務に必要な個人情報一覧
- 別紙 2 社会的養護に係る補助事業に伴う個人情報の適正な取扱いについて
- 別紙 3 社会的養護に係る補助事業の流れ

審査事務に必要な個人情報一覧

個人情報の項目
氏名
生年月日
入退所等の状況
病虚弱等児童加算認定状況
被虐待児受入加算承認状況
重度障害児加算承認状況
自活訓練加算承認状況
心理ケア加算対象児童の状況
愛の手帳又はIQ値判定に係る情報
身体障害者手帳の情報
非行・ぐ犯の情報
措置変更の情報
病的症状に関する情報
発達障害等に関する情報
教育相談機関への相談の有無に関する情報
外国籍等に関する情報
家庭復帰又は里親委託に関する情報
高校等の学費等の状況
各種学校等の学費等の状況
学習塾等の費用支払状況
措置費就職支度金加算の有無
住居費に関する情報
大学等の初年度納入金等の状況
各種学校等の初年度納入金等の状況
入所者の就職に関する情報
措置費の資格取得特別加算の請求の有無
措置費の特別育成費の支弁の状況
退所者が入居時に立てた目標の達成状況
就労機関への同行状況
医療機関への同行状況
児童の目標設定・面談の実施状況
退去者への対面・間接援助の情報

社会的養護に係る補助事業に伴う個人情報の適正な取扱いについて

東京都（以下「都」という。）が実施する社会的養護に係る補助事業の実施に伴い、都及び江戸川区（以下「区」という。）において、以下のとおり個人情報を適正に取り扱う。

1 使用目的

情報共有する個人情報（以下「情報」という。）は、都で行う社会的養護に係る補助金の審査及び区で行う審査結果の確認のために使用する。

2 情報の内容等

情報の内容等は、次のとおりとする。

- （１）対象者の氏名、生年月日、措置費加算情報等、個人情報保護管理責任者が必要と認める情報を共有する。
- （２）情報の照会及び回答は、書面又は暗号化された LGWAN メールにより行う。

3 情報の管理

区及び都は、収集した個人情報を厳重に保管及び管理しなければならない。また、不要になった情報は直ちに廃棄する等、適切に管理するための措置を講じなければならない。

4 秘密の保持

区及び都は、職員に対し、収集した情報を他に漏らしてはならないこと及びその職を退いた後も同様であることを周知徹底する等、秘密の保持に努めなければならない。

5 目的外使用の禁止

区及び都は、収集した情報を使用目的以外に使用してはならない。

6 第三者への提供の禁止

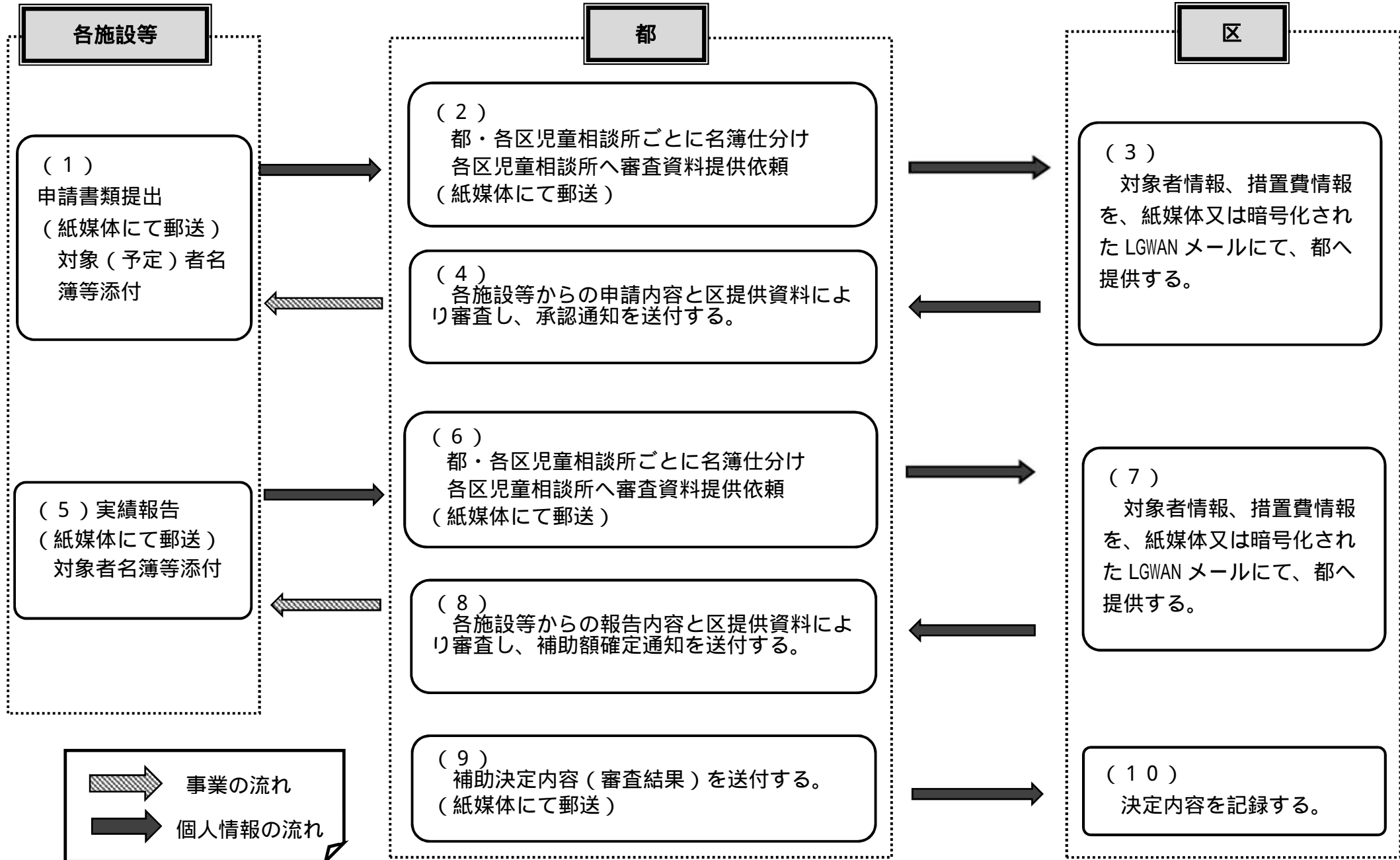
区及び都は、法令等に定めがある場合を除き、収集した情報を第三者へ提供してはならない。

7 事故発生時における報告

区及び都は、収集した情報の紛失、漏えい等が生じた場合、速やかに情報の提供元に報告しなければならない。

社会的養護に係る補助事業の流れ

別紙 3



令和2年度第22号議案

令和2年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区新型コロナウイルスワクチン
事業に係る外部委託について」

主管課：健康部新型コロナウイルス感染症予防
接種担当課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 6 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業に係る外部委託について
- 2 諮問理由
江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業を実施するに当たり、当該業務には電子計算組織による個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課

写

20 健コ予送第 2 号
令和 3 年 1 月 12 日

総務部長 殿

健康部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業に係る外部委託について

2 諮問理由

江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業（以下「ワクチン事業」という。）を実施するに当たり、当該業務には電子計算組織による個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

厚生労働省より令和 2 年 10 月 23 日付けで「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（健発 1023 第 3 号）及び「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施要領について」（健健発 1023 第 4 号。以下「実施要領」という。）が示され、区においても、ワクチン事業に係る区民への接種勧奨、区民からの相談受付体制の確保、接種記録の管理等の業務を行うこととなった。

実施要領において、「コールセンター・データ入力等、外部委託できる業務については、積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討すること」とされており、また今後、全区民を対象とした接種勧奨通知の発送、ワクチンに係る相談対応、接種結果のデータ入力等の大量の業務が発生することが見込まれることから、ワクチン事業に係る業務を民間事業者へ外部委託することで、迅速で適切な事務を遂行することを可能とし、もって区民サービスの向上を図ることを目的とする。

また、今後も法改正等による予防接種の実施が予想されることから、予防接種の種類によらず、予防接種に係る審査・支払業務及びコールセンター業務を外部委託することについて、今回併せて諮問することとする（ ）。

予防接種に係る予診票等の印刷・封入封かん業務及び実施結果のデータ入力業

務に関しては、平成 30 年 3 月及び令和元年 6 月諮問答申済み

4 実施時期（予定）

令和 3 年 1 月 審査会の答申を踏まえ、委託事業者を選定し、契約締結
3 月以降 外部委託開始

5 担当部課

健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課(以下「担当課」という。)

6 業務の内容及び個人情報の保護対策

項 目	内 容
業務の内容	<p>委託事業者は以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接種勧奨通知の作成・印刷及び封入封かん業務 区から提供される対象者データを基に対象者情報を印刷した接種勧奨通知を作成・印刷し、封入封かんの上、発送する。 また、発送した接種勧奨通知について、郵送戻りがあった際は必要に応じて再送を行う。 2 審査業務 予防接種に係る医療機関等からの請求に係る内容を審査し、不備がある場合は、不備通知を作成し、封入封かんの上、発送する。また、その状況を管理台帳に記録する。 3 支払対象機関リストの作成業務 審査の結果、支払対象となった医療機関等の名称、接種件数、金額等のリストを作成し、区へ提出する。 4 予診票の回収・配送業務 接種会場から予診票を回収し、区の指定する場所へ配送を行う。 5 データ入力業務 予診票を基に接種情報データを作成し、区へ提出する。 6 コールセンター業務 制度説明、案内の再発行・再送付、接種予約の受付等、ワクチン事業に係る問い合わせに対応し、管理台帳に記録する。 7 予約システムの構築・運営・メンテナンス 区民が予防接種の予約を行うためのシステムを構築・運営し、必要に応じてメンテナンスを行う。 8 実施状況の報告業務 業務の実施状況について、適宜、区へ報告書を提出し、報告する。 業務の流れは、別紙 1「江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業の業務の流れ」のとおり
運用方法	<p>管理責任者 健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長（以下「新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長」という。） 運用担当者 健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課予防接種担当係長（以下「予防接種担当係長」という。）</p>

履行場所	委託事業者の事業所
情報の内容	<p>1 個人情報項目 宛名番号、氏名漢字、氏名カナ、通称名漢字、通称名カナ、併記名漢字、併記名カナ、性別、生年月日、消除区分、異動事由、異動年月日、住所、方書、郵便番号、転出先住所、前住所、電話番号、接種日、接種医療機関名、接種ワクチン、メールアドレス</p> <p>2 委託処理予定件数 区内全区民（約70万人）</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長 保護管理事務取扱者 予防接種担当係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定</p> <p>(1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾又は公益財団法人日本適合認定協会等の運用するISMS認証を取得していること。</p> <p>(3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 電子媒体及び紙媒体は、専用キャビネット等に施錠の上、保管されていること。</p> <p>(2) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(3) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(4) 作業室、執務室等へ入退室ができる者を限定し、入退室について適正に管理すること。</p> <p>(5) 事故、災害又はトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(6) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(7) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(8) 契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告をすること。</p>

	<p>(9) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(10) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(11) 暗号化された電子媒体及び紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いること。</p>
<p>実施機関の 対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 委託事業者で行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(2) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 個人情報を含む紙媒体は鍵付きケースに収納し、電子媒体は暗号化の上、区職員と委託事業者が担当課において直接受渡しを行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受払簿に記録する。作業終了後の返却時においては、受け渡された情報媒体種別及び数量その他必要な事項を確認の上、受渡し時同様に返却の記録をする。</p> <p>(4) 必要に応じ、委託事業者の現場査察を実施する。</p>

江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業の業務の流れ

別紙 1

